
プロジェクト	IFRS 適用課題対応
項目	IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」 共通支配下の企業からの関連会社又は共同支配企業の取得 — 第 16 回 IFRS 適用課題対応専門委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2017年8月7日に開催された第16回IFRS適用課題対応専門委員会（以下「専門委員会」という。）で審議された、共通支配下の企業からの関連会社又は共同支配企業の取得に関するIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS第28号」という。）の取扱いについて、聞かれた主な意見をまとめたものである。

II. 専門委員会で聞かれた主な意見

2. 専門委員会では、当委員会事務局の提案に対し、主に次のような意見が聞かれた。
 - (1) 多数意見、少数意見というコメント・レターの構成は、少数意見について正しくないとも捉えられるおそれもあるため、単純に両論併記の構成にした方がいいのではないか。
 - (2) 共通支配下の取引に係るリサーチ・プロジェクトの完了までの期間が長期になるおそれがある。
 - (3) 明確な規定がなく、実務上の運用において困難なケースがあるため、共通支配下の取引に係るリサーチ・プロジェクトの完了を急ぐべきである。共通支配下プロジェクトによって明確な答えが出る前提で、当該プロジェクト完了まで各企業で判断するというやり方もあるかもしれない。
 - (4) 共通支配下の取引は、誰のための取引なのかについて共通認識がなく、連結ベースで考えるのか、取引した企業主体で考えるのかによって異なり、概念的な整理が必要となる根が深い問題である。そのため、共通支配下の取引について、個別の問題として議論すべきではないと考えるが、今回のアジェンダ決定で取り扱われた単純なケースではIAS第28号を適用することになると考える。

関連会社を取得した企業が独立採算の会社であれば、当該企業の観点から共通支配下の取引を捉え、取得対価で当初測定し、その後の採算を見ることになると考える。

- (5) IAS 第 28 号が規定している「コスト」の定義が明確になっていないため、IAS 第 28 号を適用するとしても、共通支配下の取引の場合、問題が残ることになる。
- (6) コメント・レター案にある「アジェンダ決定案を公表すべきではない」という記載について、理論的に整理がつかないままアジェンダ決定を出すべきではないといった趣旨が伝わる形に変更した方がいいのではないか。

III. 当委員会事務局の対応（案）

- 3. 専門委員会で聞かれた意見を受けて、修正したコメント・レター案を別紙に示している。

以 上